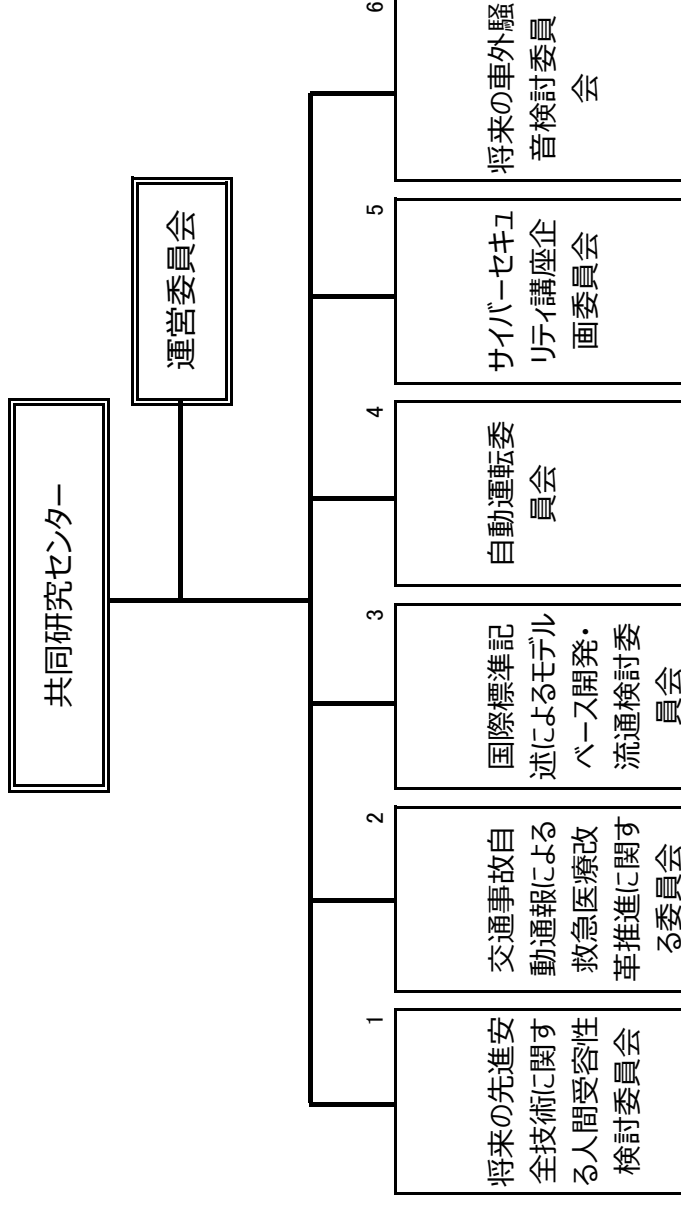


共同研究センター 関連資料

(書類一覧)

- (1) 共同研究センター組織
- (2) 共同研究センター委員会活動計画
- (3) 共同研究センター組織規則

2018年度 共同研究センター組織



共同研究センター 2018年度 活動計画

委員会名	活動目的	活動内容
1 国際標準記述によるモデルベース開発・流通検討委員会	<p>現在、モデルベース開発(MBD)は自動車を取り巻く環境の中で様々な形で実用化されようとしている。これに並行して、世界的に国際標準化戦略が進められており、ものづくり・生産の覇権をかけての競争の激化により、標準化の動向は単一の技術の権利化から製造やそれを生み出すものづくりの仕組み全てを対象にした活動に発展してきている。そのため本委員会ではものづくりのための企画から設計至る開発の前工程にこの国際標準に準拠したMBDを適用・推進する活動を行ってきた。MBDに国際標準を適用することにより、①ツールに依存しない互換性の確保、②設計の保証(デジタル認証)等に対応することが可能となる。本委員会は、次世代の自動車システム開発等のための国際標準記述によるモデル開発を通して、各開発フェーズに対応した具体的な物づくりへの適用技術の議論を産学連携で実施し、連携開発の基盤技術としてガイドライン、モデルテンプレートや仕組みなどの形として展開し、ものづくりの活性化と開発効率の向上に貢献することを目的とする。</p>	<p>(1)モデルの標準化に関する議論を深め、その活用範囲の拡大を行う。標準開発モデルの流通によりOEM、Tier1、サプライヤ間の連携を広げる取り組みを行う。その際、クラウドシミュレータが有用であり、その活用方法の検討を行う。また他団体との連携(NVH・車両運動等)を行う。以上の標準化モデルをベースとした次世代自動車システムの実用的なシミュレーション技術の実現を目指す。 (2)国際標準記述によるモデル作成を行う技術者を育成するための教育について検討する。さらにこの教育に基づいて実際のMBD普及に向けた議論を行う。 (3)標準化モデルを用いたシミュレーションによるデジタル認証について議論を深める。</p> <p>以上の取り組みによる成果をもとに (1)クラウドシミュレータによる協同モデルベース開発および公開を行う。 (2)出版教科書に基づいて、講習会を開催する。</p>
2 将来の車外騒音検討委員会	<p>四輪車の自動車単体騒音規制については、中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」において、国際基準UN Regulation No.51-03 Series(以下「R51-03」という。)のフェーズ3の規制値との調和が今後の検討課題として示されている。 一方、国際的にはフェーズ3の規制値適用後の騒音規制強化は、これまでの新車時対策、ではなく使用過程車対策に移る可能性があり、フェーズ3の規制値適用が自動車単体騒音規制の大きな転換期になる可能性がある。 本委員会では、様々な組織で収集された情報を集約し、今後フェーズ3の規制値と調和した場合における、その後の自動車単体騒音規制の方向性等について検討することを目的とする。</p>	<p>以下の項目などについて調査、議論を行う。 (ア)現在の自動車単体騒音の実態や騒音低減技術、今後の騒音低減の可能性に関する情報の整理 (イ)新車時の騒音対策および使用過程車の騒音対策が道路交通騒音(Leq・Lmax)に与える影響等に関する情報の整理(健康被害・環境基準達成率・苦情等) (ウ)加速走行騒音、近接排気騒音、タイヤ車外騒音規制以外の有効な車外騒音測定法に関する調査 (エ)R51-03フェーズ3の規制値採用後の車外騒音に関する検討・考察 (オ)R51-03フェーズ3の対応状況及び自動車単体騒音を取り巻く状況について、国連欧州経済委員会自動車基準世界フォーラムの騒音専門家会合(GRB)の情報収集および我が国の状況との対比</p>

公益社団法人自動車技術会 共同研究センター規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、共同研究センターの組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究センター)

第2条 共同研究センターは、本会の目的を達成するため効果的かつ柔軟に活動できる組織とし、自動車技術に関わる現在そして将来の様々な課題に対し、多くの分野の研究者・技術者と連携を図り、調査・研究活動を行い、合わせて情報発信を行う。

第3条 共同研究センターは、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 共同研究センター長は、共同研究センター組織の運営上、必要に応じて運営を検討するための共同研究センター運営委員会（以下、「運営委員会」という）を置く。

第4条 共同研究センターは、次の事項を行う。

- (1) 関連分野、関連団体及び関係省庁と連携して調査・研究を行う。
- (2) 社会的課題の解決に向けての方策や戦略の提言や重要な研究テーマの発掘などを行う。
- (3) 産学官連携事業や規格制定における準備活動を行う。
- (4) インターネットや出版物、講演会等による活動成果の社会への情報発信を行う。
- (5) 委員会の活動資金の調達、委託費の獲得を行う。

第5条 センター長は、運営企画会議議長がこれにあたり、会長が委嘱する。

2 センター長の任期は、本会役員改選の年の通常総会終了時から翌々年の通常総会の終了時までとする。ただし、補充のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残余期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第6条 センター長は、運営委員会の審議を受けて、次の事項を行う。

- (1) 委員会の事業計画及び予算案のとりまとめ
- (2) 委員会間の調整ならびに緊急事項の処理
- (3) 自動車技術会の他の組織との連絡調整
- (4) 他分野や他団体、官庁との連携・協力に関する調整
- (5) 委員会の新設、廃止
- (6) 共同研究センターの業務活動状況の理事会への報告
- (7) 研究成果の管理及び利用の許可
- (8) その他共同研究センターの目的達成のために必要な事項

(委員会の設置)

第7条 委員会の設置を希望するものは（以下、申請者という）共同研究センター長へ次の資料を添えて申請することができる。なお、申請者は本会正会員に限る。

- (1) 委員候補名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 予算書

(委員会)

第8条 委員会は次の事項をその活動の基本的な考え方とする。

- (1) 課題解決型を基本とし、明確な達成目標を掲げる。
 - (2) 活動期間終了後は解散する。
- 2 原則として、委員会の活動期間は2年以内とし、2年を超える場合は、延長できる期間は最長で1年までとする。
- 3 委員会は次の事項を行う。
- (1) 事業計画及び予算書の作成

- (2) 事業報告書の作成
- (3) 事業計画に基づく特定課題の情報交流、調査及び研究

4 技術提言及び情報の発信

- (1) 外部政策担当者などへの技術・方策の提言
- (2) 自動車技術会の各会議、各委員会への活動テーマの提示
- (3) 出版物、講習会、シンポジウム、ならびにフォーラム等の企画。

第9条 委員会の委員長は、センター長の推薦により、会長が委嘱する。

2 委員は、委員長の推薦により、センター長が委嘱する。

3 副委員長及び幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。

4 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年以内とし、重任を妨げない。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第10条 委員会は、委員長が招集する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は次の事項を行う。

- (1) 共同研究センター長から諮問を受けた案件の審議及び検討
- (2) その他共同研究センターの目的達成のために必要な事項の検討

第12条 運営委員会の委員長は、共同研究センター長がこれにあたる。委員会等の委員長は、センター長の推薦により、会長が委嘱する。

2 委員は、委員長の推薦により、共同研究センター長が委嘱する。

3 委員長は、必要に応じ共同研究センター傘下の委員長または委員に対し、運営委員会への出席を求めることができる。また、共同研究センター傘下の委員長は運営委員会への出席を委員長に申し出ることができる。

第13条 運営委員会の構成は、原則として次の通りとする。

- (1) 委員長 1名（共同研究センター長とする。）
- (2) 委員 5名以内（会務担当理事、及び常務理事の中から選出される。）

4 委員長及び委員の任期は2年とし、第5条第2項ただし書きの規定を準用する。

第14条 運営委員会は、委員長が招集する。

(処理基準)

第15条 その他本組織の運営に関し必要な細則についてはセンター長が処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附則

- 1 この規則は、2003年1月10日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）
- 3 運営委員会設置に関する第3条第3項の追加、第6条の修正、ならびに第11条～14条の追加は2013年10月24日から施行する（第7回理事会承認）。
- 4 第4条の追加、ならびに第8条の追加は、2015年4月24日から施行する（第5回理事会承認）。